

# 浜当目海水浴場 露店販売に関するご案内と注意事項

## ■ご案内

令和8年度の浜当目海水浴場の開設期間中の飲食の露店販売者を募集します。

※出店は、1日2店舗のみ

## ■対象

許可書（飲食店営業許可証・露店営業許可証、ほか許可証）がある飲食のキッチンカー等

## ■開設期間

令和8年7月18日（土）から8月16日（日）までの

土日、祝日及びお盆期間【8月10日（月）～14日（金）】

※平日出店希望する場合は、別途ご相談ください。

## ■開設時間

午前10時から午後4時まで

## ■場所

浜当目海水浴場 駐車場 （1区画4.0m×7.0m）

## ■申込方法

下記書類を7月8日（水）午後5時までに商工観光課へ提出してください。（※時間厳守）

1. 露店販売申込書
2. 営業許可証の写し（飲食店営業許可証・露店営業許可証、ほか許可証）
3. 食品衛生責任者（写し）またはそれに代わる資格証明書の写し
4. 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
5. 車検証（キッチンカー、専用販売車）の写し
6. 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律関係書類）、
7. 出店希望日表

提出した人向けに7月13日（月）午前10：00から焼津市役所本庁舎6階会議室6Aにて説明会を開催します。

※希望日が重複した場合は、抽選により決定します。

出店者には、焼津市行政財産目的外使用許可申請書を提出していただきます。

申請書の書式は、説明会時に配布します。

また、使用料として、土地使用料（市の算定基準による）と売上額の1%が掛かります。

**【注意事項】**

- ・ 許可証の写しにおいて、許可証に記載されている営業区域にご注意ください。  
区域外の場合はお断りいたします。また、露店販売申込者と許可を受けている者が同一でなければお断りいたします。
- ・ アルコールの販売はできません。
- ・ ごみは持ち帰りをお願いします。
- ・ 小動物はお取り扱いできません。
- ・ 火気を取り扱う場合は、露店ごとに消火器を設置し、露店等の開設届出書を消防署へ提出してください。

申込・問合せ先

商工観光課 観光交流担当（本庁舎6階）

電話：054-626-2155